

第4次 吉川市防犯推進計画

令和5年3月

吉 川 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 防犯のまちづくりの基本理念	1
3 計画の期間と位置づけ	1
(1) 計画の期間	1
(2) 計画の対象とする犯罪	2
(3) 計画の位置付け	2

第2章 犯罪を取り巻く状況

1 吉川市内及び埼玉県内の犯罪の現状	3
(1) 吉川市内の刑法犯認知件数・検挙の状況	3
(2) 吉川市内の犯罪の罪種別認知件数の状況	4
(3) 吉川市内の街頭犯罪・侵入盗の状況	4
(4) 埼玉県内の少年非行の状況	5
(5) 埼玉県内の子どもに対する声かけ事案の状況	6
(6) 吉川市内の振り込め詐欺の被害発生件数・被害額	6
2 市民の意識	7

第3章 防犯のまちづくり計画

1 基本目標	8
2 数値目標	8
3 基本方向	8
4 役割分担	9
(1) 市の主な役割	9
(2) 市民の主な役割	9
(3) 地域の主な役割	9
(4) 事業所の主な役割	9
(5) 県の主な役割	9
(6) 警察の主な役割	9
5 施策の体系	10
6 施策の内容	11
(1) 防犯意識の高揚	11
(2) 地域の防犯力の向上と犯罪被害者の支援	12
(3) 子どもの安全確保	14
(4) 安全・安心な都市環境づくり	16
(5) 規範意識の高揚	17

第4章 計画の推進

1 推進体制	19
(1) 吉川市わがまち防犯隊連絡会	19
(2) 吉川市防犯推進計画庁内会議	19
2 進行管理	19

参考資料

1 全国の刑法犯認知件数・検挙の推移	20
2 刑法犯少年の検挙人員の推移（全国）	20
3 来日外国人犯罪の検挙件数の推移（全国）	20
4 振り込め詐欺の被害発生件数・被害額（全国）	21
5 吉川市内の刑法犯認知件数・検挙の推移	21
6 吉川市内の振り込め詐欺の被害発生件数・被害額	21
7 埼玉県内の刑法犯認知件数・検挙の推移	22
8 埼玉県内の刑法犯少年の学職別構成比の変化	22
9 埼玉県内の市区町村別の犯罪率（令和2・3年）	23
10 埼玉県内の子どもの声かけ事案の発生状況（令和3年）	24
11 吉川市安全安心都市宣言の概要	27
12 吉川市わがまち防犯隊連絡会会則	29
13 第4次吉川市防犯推進計画の策定経過	31
14 犯罪統計出展	31

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

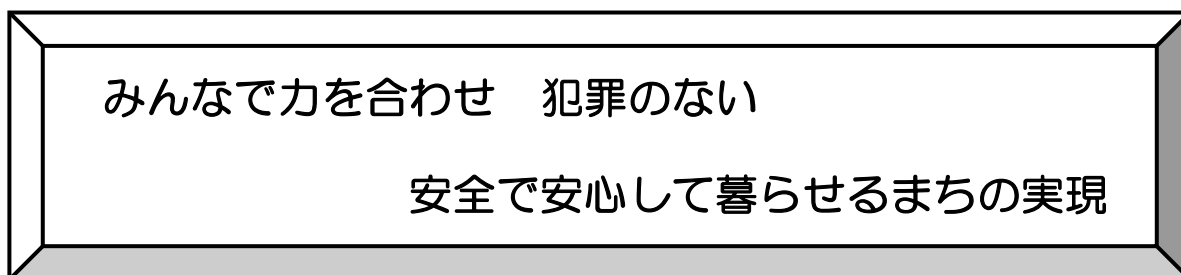
市では平成18年9月28日に「吉川市安全安心都市宣言」を制定し、市、市民、地域、事業所、警察などが一体となって犯罪や交通事故のない安全で安心なまちの実現に取り組んできました。「吉川市防犯推進計画」（以下「計画」という。）は、安全で安心なまちの実現に向け、本市の防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

平成30年度から令和4年度までの第3次計画期間中においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言やまん延防止対策などにより外出自粛になった影響もあると考えられますが、市内における刑法犯の認知件数は平成29年の609件から減少し続け、令和3年は382件となっています。

また、市内で発生した犯罪の種別をみると、街頭犯罪と侵入盗は令和3年に発生した刑法犯全体の約49%を占めており、市民の身近な場所で発生する犯罪の割合が多い状況にあります。近年、増加傾向にあるのは振り込め詐欺などの特殊詐欺で令和3年の認知件数は11件、被害額は、1,851万円にも上ります。

これら犯罪のないまちづくりを更に進めるにあたり、現行計画が令和4年度で終了することから、引き続き、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて（第4次）吉川市防犯推進計画を策定するものです。

2 防犯のまちづくりの基本理念



3 計画の期間と位置づけ

（1）計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、計画期間の途中でも、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) 計画の対象とする犯罪

街頭犯罪^{*1}や侵入窃盗、子どもに対する犯罪・不審な声かけ、振り込め詐欺などの特殊詐欺など、市民の身近な場所で発生する事案を対象とします。

(3) 計画の位置付け

この計画は、本市の総合振興計画及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画などを踏まえて策定します。

¹ 街頭犯罪とは、路上強盗、ひったくり、自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、車上ねらい、自動販売機ねらい、部品ねらいをいいます。

第2章 犯罪を取り巻く状況

1 吉川市内及び埼玉県内の犯罪の現状

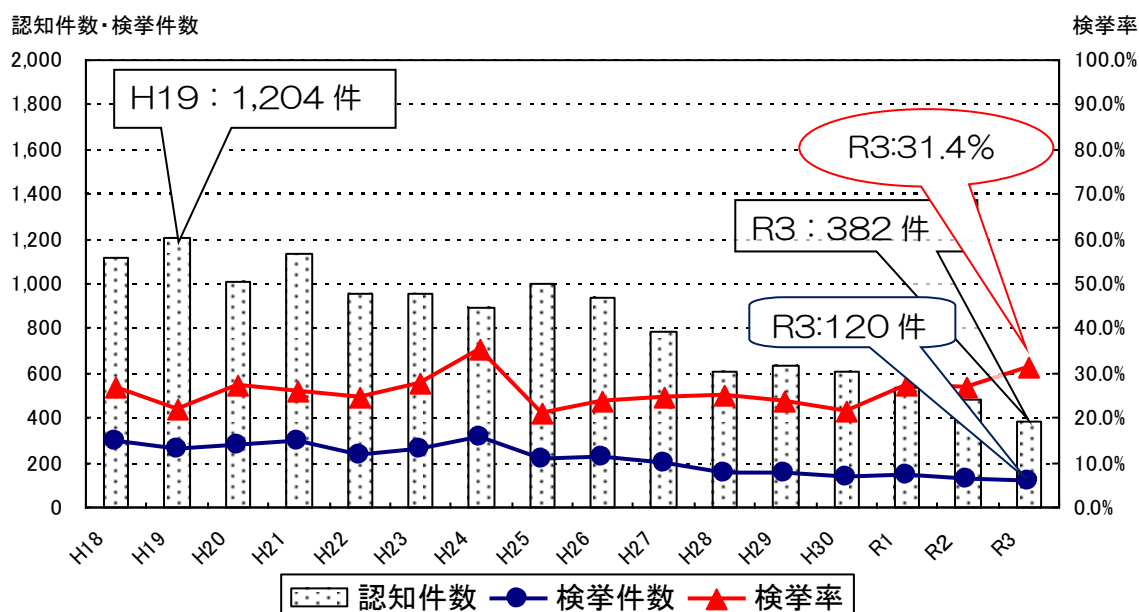
(1) 吉川市内の刑法犯認知件数・検挙の状況

本市における刑法犯の認知件数^{※2}は、平成19年の1,204件をピークに減少傾向となり、令和3年は、382件となっています。

また、検挙件数^{※3}は、平成18年から平成24年頃までは認知件数の数値に関わらず年間250件前後でほぼ横ばいでしたが、平成25年頃から減少傾向に転じ令和3年には120件となっています。検挙率は、おおむね20%から30%前後で推移し、令和3年には31.4%となっています。

犯罪件数が減少した要因として、平成19年から活動を開始した吉川市わがまち防犯隊連絡会^{※4}や平成20年から実施している青色防犯パトロール^{※5}の実施など、自主的な活動への取組の効果が表れたものと思われる。

表1 吉川市内の刑法犯認知件数・検挙の推移



² 刑法犯認知件数とは、刑法犯の総数から交通関係の業務上（重）過失致死傷罪を除いたもので、被害の届出、告訴、告発その他の端緒によりその発生を警察が確認した件数をいいます。

³ 検挙件数とは、警察で事件を送致・送付又は微罪処分した件数をいいます。

⁴ 吉川市わがまち防犯隊連絡会とは、構成員5人以上の平均月1回以上の活動実績のある防犯ボランティア団体で組織されています。

⁵ 青色防犯パトロールとは、青色回転灯を装備する自動車を使用し、かつ、青色回転灯を点灯させて行うパトロールです。

(2) 吉川市内の犯罪の罪種別認知件数の状況

刑法犯の罪種別認知件数の推移を見ると、犯罪の罪種別の割合に大きな変化は見られず、窃盗犯が刑法犯全体の約7割を占めています。

表2 吉川市内の罪種別認知件数の推移

		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
平成23年	件数	5	27	737	10	5	168	952
	割合	0.5%	2.8%	77.4%	1.1%	0.5%	17.7%	100.0%
平成28年	件数	2	29	445	7	3	116	609
	割合	0.16%	6.07%	73.0%	1.14%	0.4%	19.0%	100.0%
令和3年	件数	2	25	279	11	2	63	382
	割合	0.52%	6.54%	73.04%	2.88%	0.52%	16.5%	100.0%

《参考：犯罪類型》

包括罪種	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
罪種	殺人 強盗 放火 強姦	暴行 傷害 脅迫 恐喝 凶器準備集合	侵入盗 乗物盗 非侵入盗	詐欺 横領 偽造 汚職 背任	賭博 わいせつ	左記以外 占有離脱物横領 器物破損 住居侵入 など

(3) 吉川市内の街頭犯罪・侵入盗の状況

道路や駐車場など街頭で発生する犯罪を総称して街頭犯罪と呼びます。市内で発生している街頭犯罪の主なものとしては、自転車やオートバイ、自動車盗、また、車上ねらいや自動販売機ねらい、部品ねらいがあります。

街頭犯罪と侵入盗の合計は、平成28年の343件から令和3年の187件と減少していますが、令和3年に発生した刑法犯全体の約49%を占めており、市民の身近な場所で発生する犯罪の割合が多い状況にあります。

表3 吉川市内の街頭犯罪・侵入盗の件数

		街頭犯罪									侵入盗	合計
		路上強盗	ひったくり	自転車盗	オートバイ盗	自動車盗	車上ねらい	自販機ねらい	部品ねらい	小計		
平成23年	件数	0	14	263	32	36	72	44	46	507	91	598
	割合	0.0%	1.5%	27.6%	3.4%	3.8%	7.6%	4.6%	4.8%	53.3%	9.6%	62.8%
平成28年	件数	0	4	145	5	25	82	4	25	290	53	343
	割合	0.0%	0.6%	23.8%	0.8%	4.1%	13.4%	0.6%	4.1%	47.6%	8.7%	56.3%
令和3年	件数	0	0	95	6	8	27	3	12	151	36	187
	割合	0.0%	0.0%	24.9%	1.6%	2.1%	7.1%	0.7%	3.1%	39.5%	9.4%	49.0%

※割合は刑法犯全体の件数に対するものです。

《参考：平成28年から令和3年の犯罪認知件数の推移》

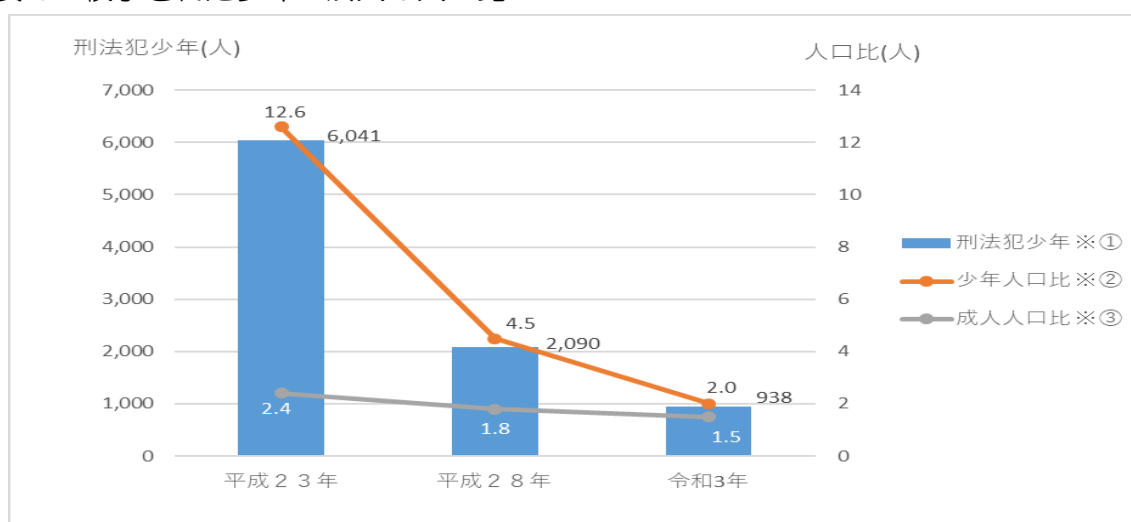
	平成28年	令和3年	
犯罪認知件数	609件	⇒ 382件	227件減少
街頭犯罪 + 侵入盗	343件	⇒ 187件	156件減少

(4) 埼玉県内の少年非行の状況

埼玉県内の刑法犯検挙人員は、平成28年は2,090人でしたが、令和3年は938人となっています。令和3年の刑法犯で検挙される人口1,000人当たりの割合では、成人の1.5人に対して少年は2.0人となっており、少年は成人の約1.3倍でした。

また、少年非行の割合は、再犯者率が平成28年までは上昇傾向でしたが、令和3年は約35.8%と減少しました。

表4 検挙された少年・成人の人口比

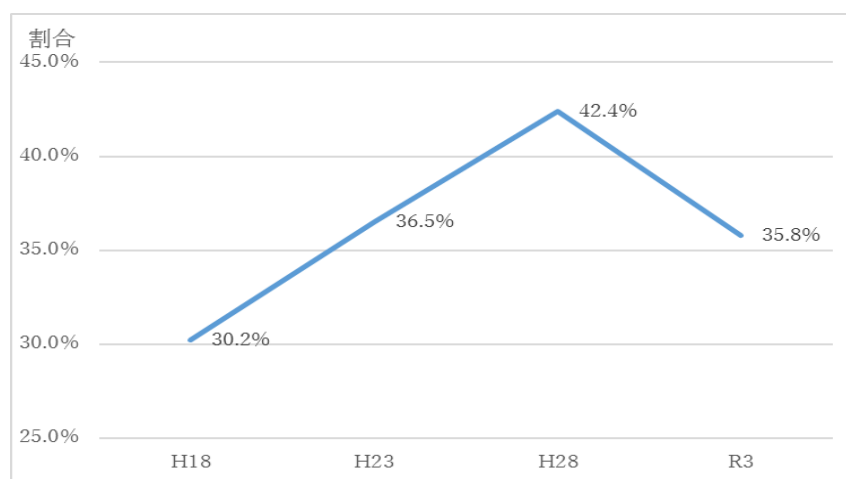


※① 刑法犯少年とは、刑法等に規定する罪（交通関係を除く）を犯した（犯罪に触れる行為をした）少年をいいます。

※② 少年人口比とは、14歳から19歳の県人口1,000人当たりの検挙人員をいいます。

※③ 成人人口比とは、20歳以上の県人口1,000人当たりの検挙人員をいいます。

表5 刑法犯少年の再非行率



(5) 埼玉県内の子どもに対する声かけ事案の状況

令和3年に埼玉県警察が認知した声かけ事案^{※6}の件数は3,028件(うち小学生以下:1,589件)で、前年より276件増加しています。

令和3年の声かけ事案の傾向は、以下のとおりです。

- 小学生の被害者は1,487人(全体の約49%)、中学生の被害者は720人(全体の約24%)であり、小中学生が被害者数全体の約73%を占める。
- 高校生の被害者は668人で、被害者数の約22%を占める。
- 女子が被害者数の約68%を占める。
- 15時台～17時台に発生が集中、認知件数全体の約50%を占める。
- 下校・帰宅途中の発生が、認知件数全体の約60%を占める。
- 道路上における発生が、認知件数全体の約72%を占める。
- 単独行動時における発生が、認知件数全体の約66%を占める。

※声かけ事案の行為者を「行為者」とし、同行為を受けた者を「被害者」とする。

表6 声かけ事案の認知件数

	令和2年	令和3年	増減数(率)
全体(18歳以下)	2,752件	3,028件	276件(+10.0%)
小学生以下(割合)	1,504件(54.7%)	1,589件(52.5%)	85件(+5.7%)

(6) 吉川市内の振り込め詐欺の被害発生件数・被害額 【埼玉県警察吉川警察署資料】

市内の振り込め詐欺の件数は、平成29年から令和3年までほぼ横ばいです。被害額は平成30年の2,318万円をピークに、翌年の平成31年には415万円と減少しました。しかし、その後の令和2年は1,395万円、令和3年は1,851万円と増加に転じています。

年	認知件数	被害額
平成29年	9件	1,904万円
平成30年	16件	2,318万円
令和1年	10件	415万円
令和2年	14件	1,395万円
令和3年	11件	1,851万円

⁶ 声かけ事案とは、18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」、「手を引く」、「肩に手をかける」、「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいいます。

2 市民の意識

令和3年10月に本市が実施した市民意識調査では、吉川市の住み心地を「よい」と感じる理由に、「治安」をあげた割合が77.2%、吉川市の住み心地を「わるい」と感じる理由で、「治安」をあげた割合は18.2%となっています。

この調査結果から、治安の良さは吉川市の住み心地の良さにつながるということが伺えます。市民が治安の良さを実感できるように、引き続き、防犯体制の充実を図ることは、市として力を入れるべき施策の一つであると言えます。

【市民意識調査結果より抜粋】

3. 吉川市の住み心地

(2) - 1 吉川市の住み心地を「よい」と感じた理由

～ 住み心地を「よい」と感じる点として7割以上の回答者が 「自然環境の多さ」、「治安」、「街並み（景観）」、「買い物などの生活の便」、「子どもの教育環境」、「近所づきあい」をあげている ～

吉川市の住み心地を「よい」と感じる理由をうかがった結果、令和3年度調査では、「自然環境の多さ」が84.7%（前年度調査1番目）が最も多く、2番目「治安」が77.2%（前年度調査2番目）、3番目「街並み（景観）」が75.2%（前年度調査3番目）の順番となった。なお、「自然環境の多さ」が前年度調査から1.3ポイント増加、「治安」が前年度調査から0.9ポイント増加、「街並み（景観）」が前年度調査から2.2ポイント増加している。

第3章 防犯のまちづくり計画

1 基本目標

みんなで力を合わせ 犯罪を起こさせないまちづくり

本計画は、主に市民の身近な場所で発生する犯罪を対象としています。

これらの犯罪を未然に防止するためには、防犯意識の高揚や地域での自主的な防犯活動、犯罪防止に配慮した環境整備などに取り組むことにより、犯行の機会を与えないことが重要です。

このため、本計画では、市と市民、地域、事業所、県、警察が連携、協力し、犯罪を誘発する機会を除去し、犯罪を起こさせない安全で安心できるまちづくりを目指します。

2 数値目標

街頭犯罪と侵入盗の犯罪発生件数（人口千人当たり）

令和3年：2.6件 ⇒ 令和9年：2.5件以下

(2.6件=187件÷72,086人×千人)

(人口は埼玉県HPの犯罪率一覧令和3年確定値より)

市民意識調査

吉川市の住み心地を「よい」と感じる理由に「治安」をあげる割合

令和3年：77.2% ⇒ 令和9年：80%以上

3 基本方向

防犯のまちづくりは、市と市民、地域、事業所、県、警察が連携、協力し、次の事項を基本として推進します。

- (1) 防犯意識の高揚
- (2) 地域の防犯力の向上と犯罪被害者の支援
- (3) 子どもの安全確保
- (4) 安全・安心な都市環境づくり
- (5) 規範意識の高揚

4 役割分担

防犯のまちづくりを進めるためには、市と市民、地域、事業所、県、警察それぞれの役割を明らかにし、その役割について責任を持って取り組むことが必要です。

(1) 市の主な役割

- ①自主防犯活動団体や警察などの関係機関及び関係団体との連携を強化します。
- ②防犯意識の高揚を図るとともに、防犯活動の充実や防犯設備の整備を図ります。
- ③市内の連携体制を充実させ、防犯施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 市民の主な役割

- ①「自らの安全は自ら守ろう」を合言葉に、防犯意識を高めるよう努めます。
- ②住宅などの防犯対策に努めます。
- ③自治会活動や防犯活動などに参加するよう努めます。

(3) 地域の主な役割

- ①地域のコミュニケーションを深めるよう努めます。
- ②地域での防犯活動に努めます。
- ③子どもの見守りに努めます。

(4) 事業所の主な役割

- ①従業員の防犯意識の向上に努めます。
- ②所有又は管理する施設などの防犯対策に努めます。
- ③自主防犯活動団体や行政などが行う防犯活動に協力するよう努めます。

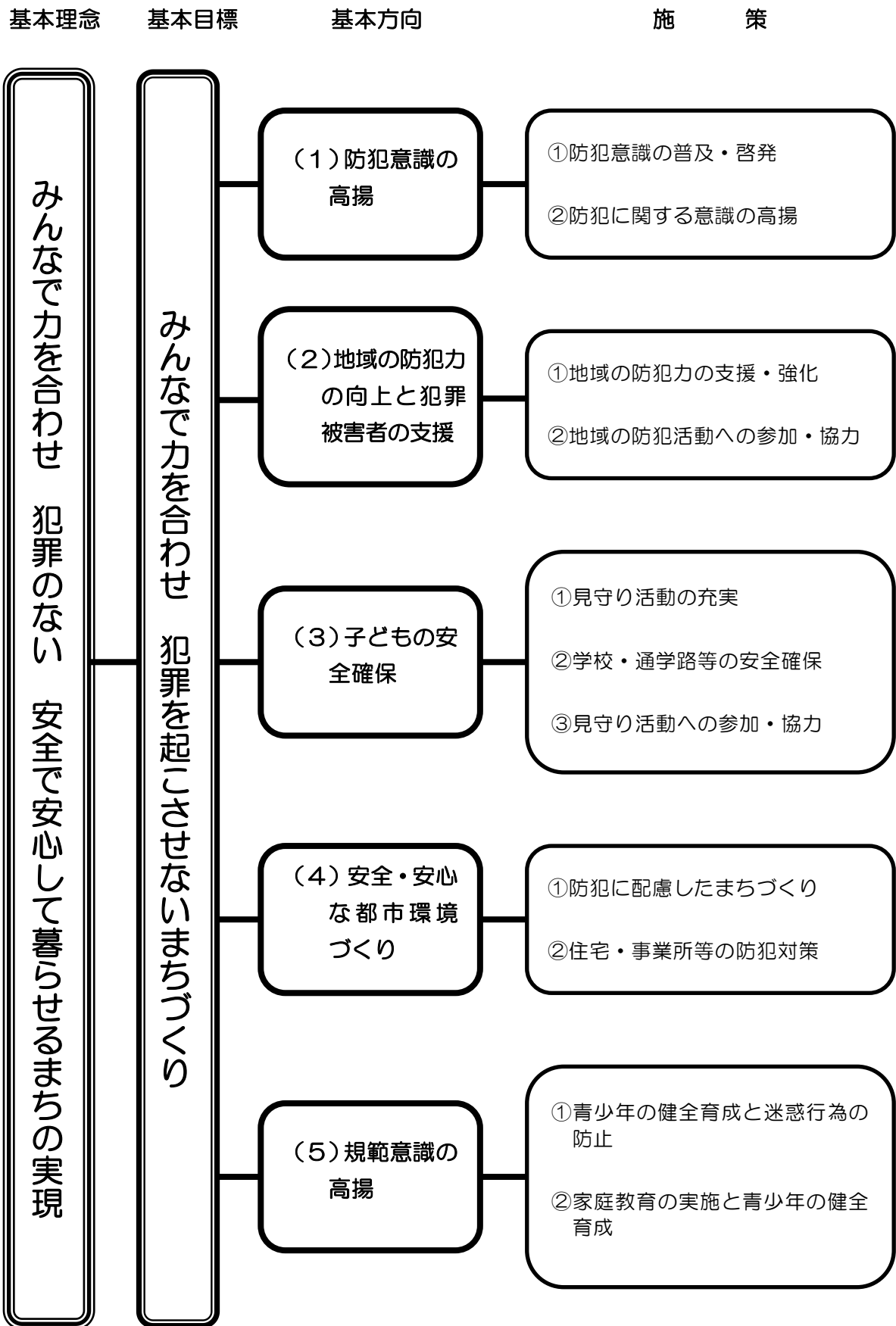
(5) 県の主な役割

- ①県内の広域的かつ総合的な防犯施策を推進します。
- ②市や自主防犯活動団体などの防犯施策を支援します。

(6) 警察の主な役割

- ①パトロールや街頭活動など犯罪対策を強化します。
- ②自主防犯活動団体や市、学校などとの連携を強化します。
- ③犯罪情報を提供します。
- ④犯罪の取締りを徹底します。

5 施策の体系



6 施策の内容

(1) 防犯意識の高揚

① 防犯意識の普及・啓発（市の取組）

取組事項	主な内容	担当課
犯罪情報、防犯情報の提供	犯罪の発生情報を登録制メールやツイッターなどで周知するほか、防犯に関する情報を広報「よしかわ」や市ホームページなどにより提供します。	危機管理課
啓発活動の実施	横断幕やのぼり旗の掲示、街頭キャンペーンの実施などにより、防犯意識の普及・啓発に努めます。	危機管理課
女性・高齢者・障がい者及び外国人住民に対する防犯対策の推進	ひったくりや、わいせつ行為、特殊詐欺 ^{*7} などの犯罪被害、また、DVなどの暴力被害に遭いやすい女性や、高齢者、障がい者に対して、被害から身を守る上で必要な知識の普及・啓発を行うほか、相談窓口の周知に努めます。また、外国人住民等に対する各種防犯対策に関する啓発活動の推進に努めます。	市民参加推課 商工課 地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課

② 防犯に関する意識の高揚（市民・地域・事業所の取組）

《市民》

- ◇「自らの安全は自ら守ろう」を合言葉に、防犯知識を習得し、防犯意識の向上に努めます。
- ◇ ID やパスワードの複雑化などサイバー犯罪対策に努めます。

《地域》

- ◇警察や県が主催する防犯に関する出前講座を活用するなど、地域住民の防犯意識の向上に努めます。

《事業所》

- ◇防犯情報などを共有し、従業員の防犯意識の向上に努めます。

⁷ 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅しとる恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む)の総称です。

(2) 地域の防犯力の向上と犯罪被害者の支援

①地域の防犯力の支援・強化（市の取組）

取組事項	主な内容	担当課
地域コミュニティづくりの促進	イベントなどを通し、市民同士の心のふれあいにより、ふるさとづくりとともに地域への関心を高め、積極的な地域活動への参加を促進します。	市民参加推課
自治会等の支援	自治会組織の活性化のため、活動に対する補助などにより運営等の支援を行います。また、安心して市民活動に参加できるように市民活動補償制度への加入を促進します。	市民参加推課
自主防犯活動団体の支援	自主防犯活動団体の増加に努めます。 また、自主防犯活動団体に対し、パトロールなどに必要な防犯用具を貸与します。	危機管理課
犯罪情報の提供	市民や自主防犯活動団体に対し、犯罪の発生状況などの情報を登録制メールやツイッターなどにより、速やかに提供します。	危機管理課
防犯活動拠点における活動の支援	保第二公園防犯活動ステーション運営委員会の活動を支援します。	危機管理課
青色回転灯装着車の拡充	広域的にパトロールを実施する自主防犯活動団体に対し、青色回転灯装着車の貸与を行います。また、警察と連携して、自主防犯活動団体に対し、青色防犯パトロールの講習会を実施します。	危機管理課
防犯協会・地域防犯推進委員の支援	防犯協会や地域防犯推進委員との連携を強化するとともに、活動を支援します。	危機管理課
DV及び児童虐待防止のための関係機関との連携強化	配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくりのために、市民・関係機関との連携を強化し、「ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援」に努めます。また、児童虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を強化し、要保護児童及びその家族への適切な支援に努めます。	市民参加推進課 子育て支援課
民生委員・児童委員・主任児童委員の支援	民生委員・児童委員協議会を通じて情報提供することで、高齢者や児童の見守り、声かけなどを支援します。	地域福祉課
要援護者見守りネットワークの連携	要援護者の被害の未然防止などに協力する事業者による要援護者見守りネットワークへの参加を呼び掛けるとともに、連絡会などを通じた情報提供や消費者安全確保地域協議会との連絡・情報共有など連携を図ります。	地域福祉課

取組事項	主な内容	担当課
消費者安全確保地域協議会との連携	消費者安全確保地域協議会は、要援護者見守りネットワーク協力事業所に消費者被害の事例や連携状況の情報提供を行います。 また、高齢者や障がい者等の消費者被害情報を関係機関が共有し、消費者被害の早期発見や未然防止、継続的な見守り活動の連携を図ります。	商工課
事業所との協力体制の拡充	地域を巡回する郵便事業、バス会社、タクシー会社、一般廃棄物収集運搬業者などの事業所と連携し、犯罪情報の通報体制を拡充します。	政策室 危機管理課 環境課
消防署・消防団におけるパトロールの推進	火災予防運動や施設の点検などの際に、防犯パトロールも併せて行います。	吉川松伏消防組合
犯罪被害者支援活動の充実・強化	犯罪被害者等が相談を受けられる総合的な対応窓口を設置し、支援のための体制の整備・充実を検討します。	危機管理課

②地域の防犯活動への参加・協力（市民・地域・事業所の取組）

《市民》

- ◇自治会や自主防犯活動団体などの活動に参加・協力するよう努めます。
- ◇犯罪・不審者を発見したときや犯罪に遭ったとき、また遭いそうになったときは、直ちに警察へ連絡します。
- ◇あいさつ運動に協力します。
- ◇市や県などが実施する防犯事業に参加・協力するよう努めます。

《地域》

- ◇自主防犯活動団体の結成に努めます。また、自主防犯活動団体の活性化・継続化に努めます。
- ◇地域のコミュニティの活性化に努めます。
- ◇あいさつ運動の推進に努めます。
- ◇市や県などが実施する防犯事業に参加・協力するよう努めます。

《事業所》

- ◇自主防犯活動団体や行政などが行う防犯活動に参加・協力するよう努めます。
- ◇犯罪、不審者、徘徊や消費者被害などの異変を発見した時は、速やかに関係機関に連絡します。
- ◇あいさつ運動の推進に努めます。

(3) 子どもの安全確保

①見守り活動の充実（市の取組）

取組事項	主な内容	担当課
防犯用具の貸与	自主防犯活動団体に対し、パトロールなどに必要な防犯用具を貸与します。	危機管理課
青色防犯パトロールの実施	青色回転灯装着車による防犯パトロールを実施します。	危機管理課 学校教育課
子どもの見守り活動の啓発	広報「よしかわ」や市ホームページ、防災行政無線などにより、子どもの見守り活動を啓発します。	危機管理課 学校教育課
事業所との協力体制の拡充（再掲）	地域を巡回する郵便事業、バス会社、タクシー会社、一般廃棄物収集運搬業者などの事業所と連携し、犯罪情報の通報体制を拡充します。	政策室 危機管理課 環境課
民生委員・児童委員、主任児童委員の支援	民生委員・児童委員、主任児童委員の担当地区内の児童（家庭）への見守り、声かけなどを支援します。	地域福祉課
交通指導員の見守り	交通指導員による登校時の立哨と合わせて子どもの見守りを行います。	危機管理課 学校教育課
P T Aの支援	P T Aや見守りボランティアによる登下校の見守り活動が継続できるよう支援します。	学校教育課 生涯学習課
学校応援団の支援	学校応援団による児童生徒の登下校見守り活動を支援します。	学校教育課
スクールガードリーダーの支援	スクールガードリーダーによる見守り活動を支援します。	学校教育課
補導委員会委員の支援	非行防止や児童の安全のため、補導委員による市内の学校周辺や公園等での見守り、声かけ運動を支援します。	学校教育課

②学校・通学路等の安全確保（市の取組）

取組事項	主な内容	担当課
学校等における防犯用具・防犯設備の整備	学校や学童保育室、保育所等において、防犯用具や防犯設備の整備に努めます。	教育総務課 保育幼稚園課
防犯管理体制の整備	不審者などに対する防犯対策マニュアルを適宜見直すとともに、マニュアルに基づく訓練を実施します。	学校教育課 保育幼稚園課
防犯教室の実施	声かけ事案やわいせつ行為などの防犯対策に関する知識、また、危険な場面に遭遇したときの対処などの知識を身に付けるため、児童生徒を対象とした防犯教室を実施します。	学校教育課

取組事項	主な内容	担当課
教職員の防犯知識の向上	県の防犯教室指導者研修会などに参加し、教職員の資質向上を図ります。	学校教育課
「子ども110番の家 ^{※8} 」の普及促進	子どもたちの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の設置と周知を図ります。	学校教育課 生涯学習課
スクールガードの育成	子どもたちの安全を確保するため、各小学校にスクールガード ^{※9} を配置します。	学校教育課
学校などの安全点検	防犯に配慮した門扉、校舎、フェンスなどの安全点検・安全管理を進めます。	教育総務課 学校教育課
地域安全マップの作成	通学路や公園などにおける危険箇所などを把握するため、各学校においてマップを作成します。	学校教育課
犯罪情報の共有	児童生徒などに対する犯罪などの情報を保護者、地域、関係機関などと共有します。	学校教育課 保育幼稚園課
P T A・自主防犯活動団体との連携強化	登下校時などの安全確保を図るため、P T Aや自主防犯活動団体相互との連携に努めます。	学校教育課 生涯学習課
道路・公園の防犯対策	防犯灯を適正に維持管理するとともに、計画的な整備に努めます。また、道路や公園等においては、見通しの良い構造や配置等に工夫するとともに、自治会等による環境の維持管理を促進します。	道路公園課 危機管理課

③見守り活動への参加・協力（市民・地域・事業所の取組）

《市民》

- ◇登下校時などに合わせて、家の玄関前の掃除や散歩・買い物を行うなど、家の外で子どもを見守るよう努めます。
- ◇家庭では、フィルタリング機能を活用した使用時間制限や有害なウェブサイトへのアクセス制限を行い、サイバー犯罪対策に努めます。
- ◇子どもたちの緊急避難場所となる「子ども110番の家」に協力するよう努めます。
- ◇犯罪・不審者を発見したときは、直ちに警察へ連絡します。
- ◇あいさつ運動に協力します。（再掲）

《地域》

- ◇通学路や子どもたちの遊び場などの安全点検や防犯パトロールなどに努めます。
- ◇あいさつ運動の推進に努めます。（再掲）

《事業所》

- ◇地域や行政などが行う、子どもの見守り活動に協力するよう努めます。

⁸ 子ども110番の家とは、児童生徒の登下校を中心に、不審者に遭遇したり、不慮の危険に巻き込まれた場合に、児童生徒が駆け込むことができる家や商店等をいいます。

⁹ スクールガードとは、児童生徒の登下校時の見守りなどを行う、学校安全ボランティアの方をいいます。

◇犯罪、不審者、徘徊や消費者被害などの異変を発見した時は、速やかに関係機関に連絡します。(再掲)

◇子どもたちの緊急避難場所となる「子ども110番の家」に協力するよう努めます。(再掲)

◇犯罪・不審者を発見したときは、直ちに警察へ連絡します。(再掲)

◇あいさつ運動の推進に努めます。(再掲)

(4) 安全・安心な都市環境づくり

①防犯に配慮したまちづくり(市の取組)

取組事項	主な内容	担当課
職員によるパトロールの実施	公用車に防犯ステッカーを貼り、公用車で外出する際は職員によるパトロールを実施します。	危機管理課
迷惑行為の対策	ゴミのポイ捨てや歩きタバコ、落書き、違法駐車、放置自転車、違反している立看板などの迷惑行為の防止対策を実施します。	危機管理課 環境課 都市計画課
道路・公園の防犯対策 (再掲)	防犯灯を適正に維持管理するとともに、計画的な整備に努めます。また、道路や公園等においては、見通しの良い構造や配置等に工夫するとともに、自治会等による環境の維持管理を促進します。	道路公園課 危機管理課
住宅などの防犯対策	住宅の防犯に関する情報の提供を図るとともに、住宅や駐車場などの開発に伴う防犯灯の設置などを指導します。また、まちづくりのルールとなる地区計画により、住宅などの敷地を囲む垣や柵について、生け垣又は透視可能な柵の設置を促進します。	危機管理課 都市計画課
公共施設や公共空間の防犯対策	公共施設や公共空間の安全点検・安全管理に努めます。また、公共施設の防犯カメラ等設備の整備を促進し、公共空間の防犯カメラ等設備の整備を推進します。	関係各課
交番の設置	関係機関に交番の新設を要望します。	危機管理課
防犯活動拠点における活動の支援(再掲)	保第二公園防犯活動ステーション運営委員会の活動を支援します。	危機管理課
民有空閑地の除草指導	犯罪、ごみの不法投棄や火災の発生を防止するため、空閑地の雑草繁茂状況の確認、所有者への除去指導等を実施します。	環境課
空き家の適正管理	適正管理されていない空き家が危険個所とならないよう、現状把握に努めるとともに、所有者へ適正管理や利活用を促します。	都市計画課

②住宅・事業所等の防犯対策（市民・地域・事業所の取組）

《市民》

- ◇門灯・玄関灯の夜間点灯に努めます。
- ◇補助錠やセンサーライトの取り付けなど、住宅の防犯対策に努めます。
- ◇塀は、ブロック塀ではなく、生け垣や透視可能な柵の設置に努めます。

《地域》

- ◇地域の安全点検や落書き消し、市の指導のもと、違反している立看板の除去など、環境美化に努めます。
- ◇道路・公園の清掃や除草など、維持管理に努めます。

《事業所》

- ◇事業所、駐車場などを開発する際は、防犯を考慮し、屋外照明や防犯設備の整備に努めます。また、屋外照明の夜間点灯に努めます。
- ◇防犯マニュアル作成などの防犯対策に努めます。

（５）規範意識の高揚

① 青少年の健全育成と迷惑行為の防止（市の取組）

取組事項	主な内容	担当課
非行防止教室の実施	児童生徒を対象とした非行防止教室を実施します。	学校教育課
非行防止活動の充実	青少年の非行の未然防止や早期発見、健全育成を図るため、補導活動などを実施します。	学校教育課
健全育成活動の充実	巡回パトロールの実施など、地域ぐるみの健全育成活動を進めます。また、PTA連合会などへの支援と指導者の育成に努めます。	学校教育課 生涯学習課
家庭教育への支援	家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育の重要性を学ぶ機会の充実に努めます。また、家庭教育アドバイザーや講座のメニューに関する情報の提供に努めます。	生涯学習課
迷惑行為の防止	ゴミのポイ捨てや歩きタバコ、落書き、違法駐車、放置自転車、愛玩動物（ペット）の糞の不始末などの迷惑行為の防止啓発に努めます。	危機管理課 環境課 学校教育課

②家庭教育の実施と青少年の健全育成（市民・地域・事業所の取組）

《市民》

- ◇子どもたちの家庭教育に努めます。

《地域》

- ◇地域での青少年の健全育成に努めます。

《事業所》

- ◇深夜営業店舗等では、深夜の青少年のたまり場とならないように努めます。

◇店舗等では、たばこ・酒・有害図書などを未成年者に販売しないように徹底します。

第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画を、円滑かつ総合的に実施するためには、市と市民、事業所、県、警察などが各々の役割を果たしつつ、連携、協力することが必要です。

そのため、主に次の体制により、本計画を推進します。

(1) 吉川市わがまち防犯隊連絡会

自主防犯活動団体相互における情報や意見の交換の場を設け、相互の連携を強化し、計画を推進します。

(2) 吉川市防犯推進計画庁内会議

防犯のまちづくりに係る関係課の職員を構成員とする庁内会議を開催し、本計画の施策の連携や進行管理、見直しなどを行います。

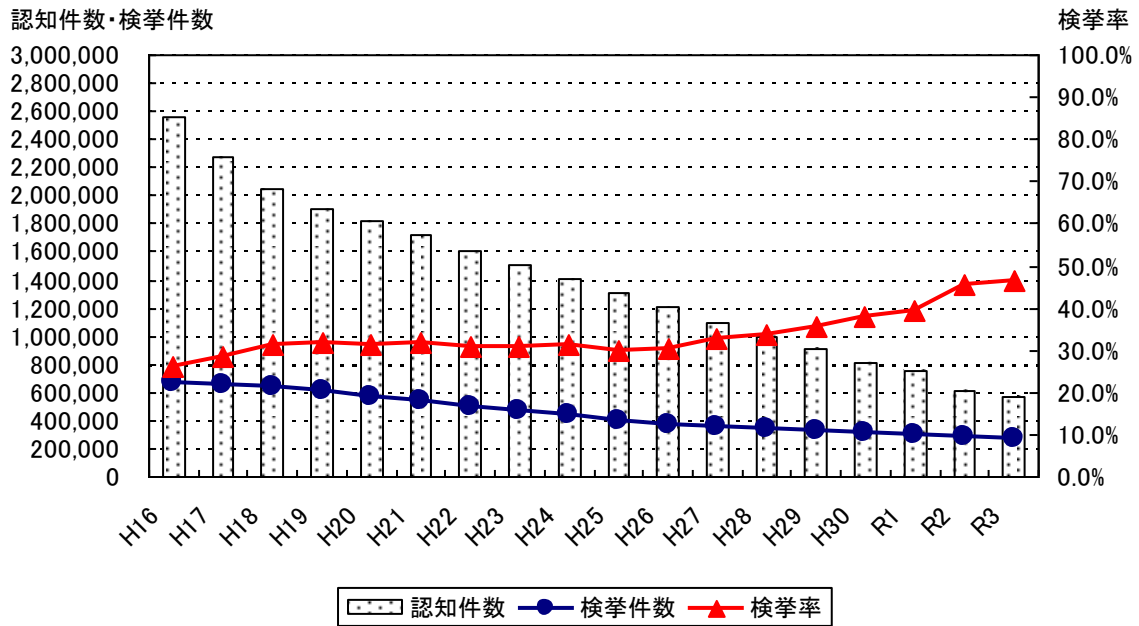
2 進行管理

施策の進捗については、定期的実施状況を把握し、適切な進行管理に努めます。

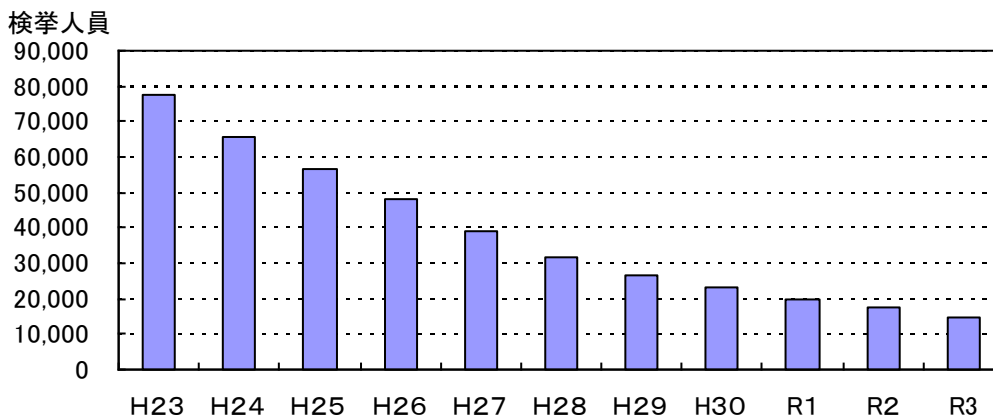
また、吉川市わがまち防犯隊連絡会などの意見を踏まえ、より効果的な事業の展開が図れるように努めます。

参考資料

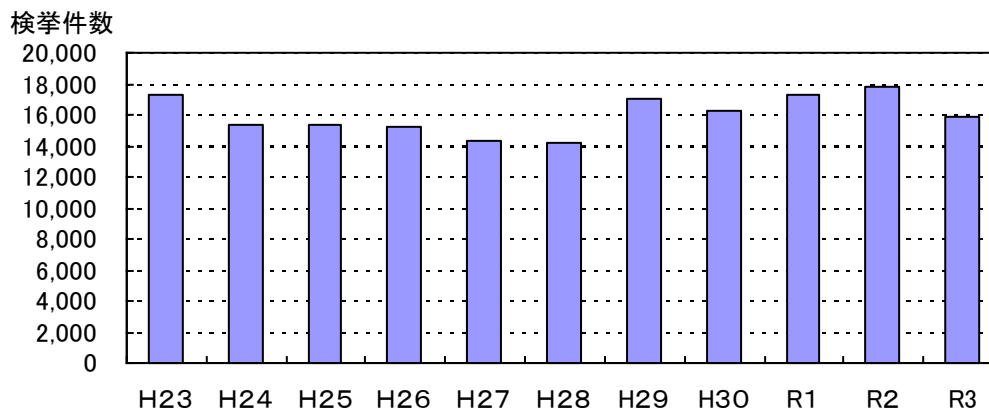
1 全国の刑法犯認知件数・検挙の推移【埼玉県警本部資料】



2 刑法犯少年の検挙人員の推移（全国）【警察庁資料】



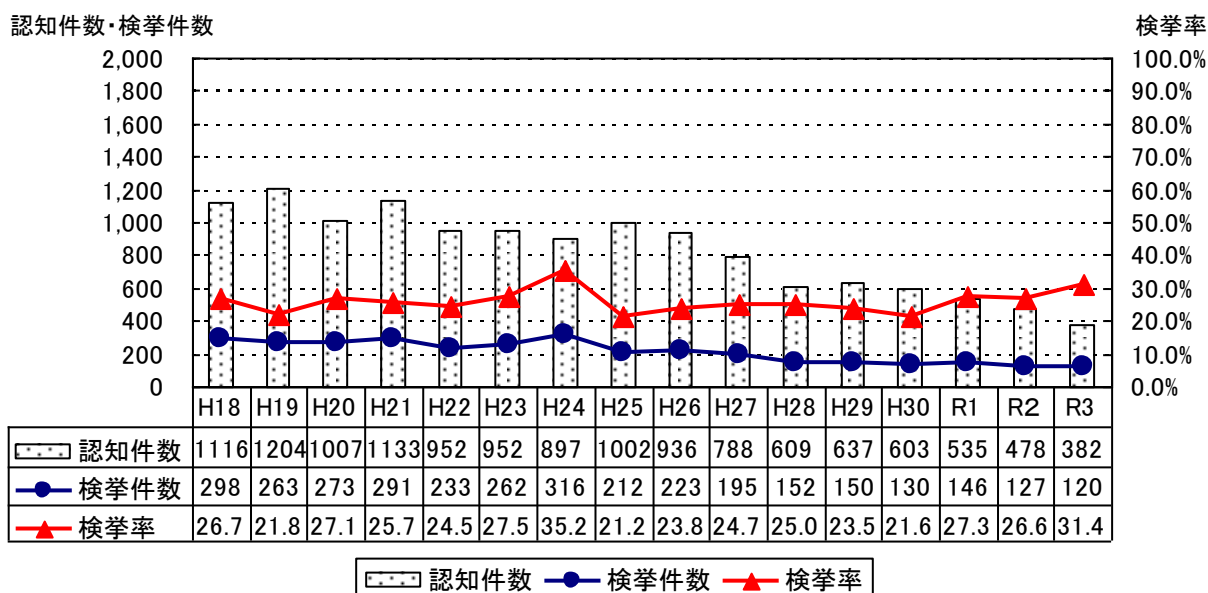
3 来日外国人犯罪の検挙件数の推移（全国）【警察庁資料】



4 振り込め詐欺の被害発生件数・被害額（全国）【警察庁資料】

年	認知件数	被害額
平成24年	8,693件	約364億3,600万円
平成25年	11,998件	約489億4,900万円
平成26年	13,392件	約565億5,100万円
平成27年	13,824件	約481億9,800万円
平成28年	14,154件	約407億6,600万円
平成29年	18,212件	約394億7,500万円
平成30年	17,844件	約382億8,700万円
令和1年	16,851件	約315億8,300億円
令和2年	13,550件	約285億2,300万円
令和3年	14,498件	約281億9,900万円

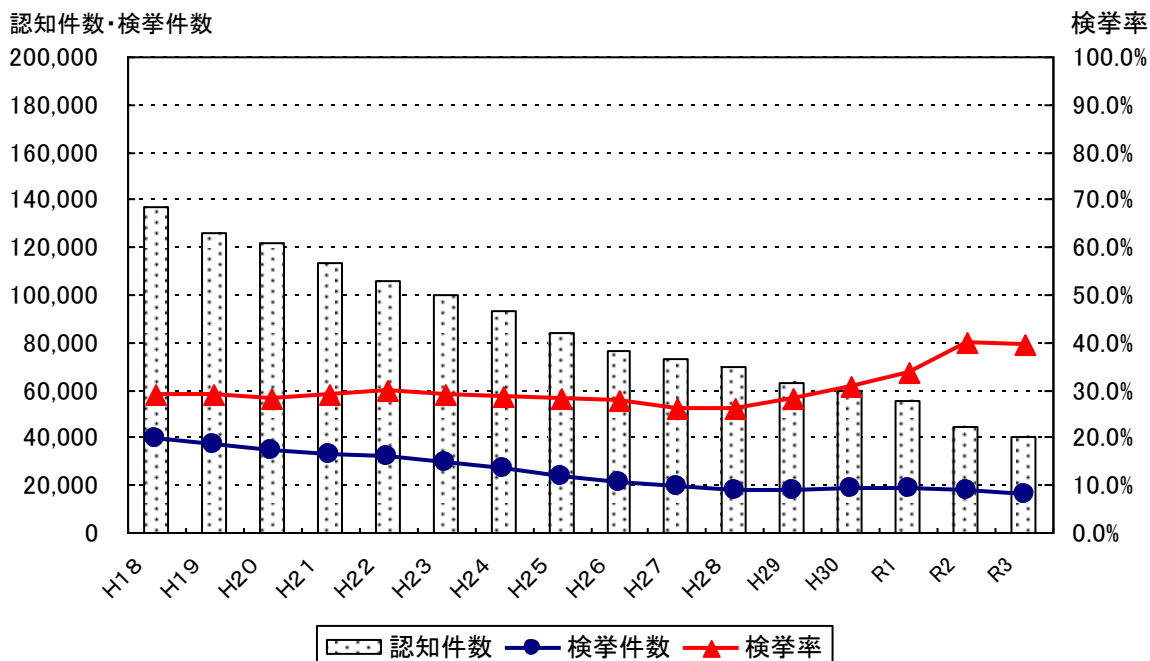
5 吉川市内の刑法犯認知件数・検挙の推移 【埼玉県警察吉川警察署資料】



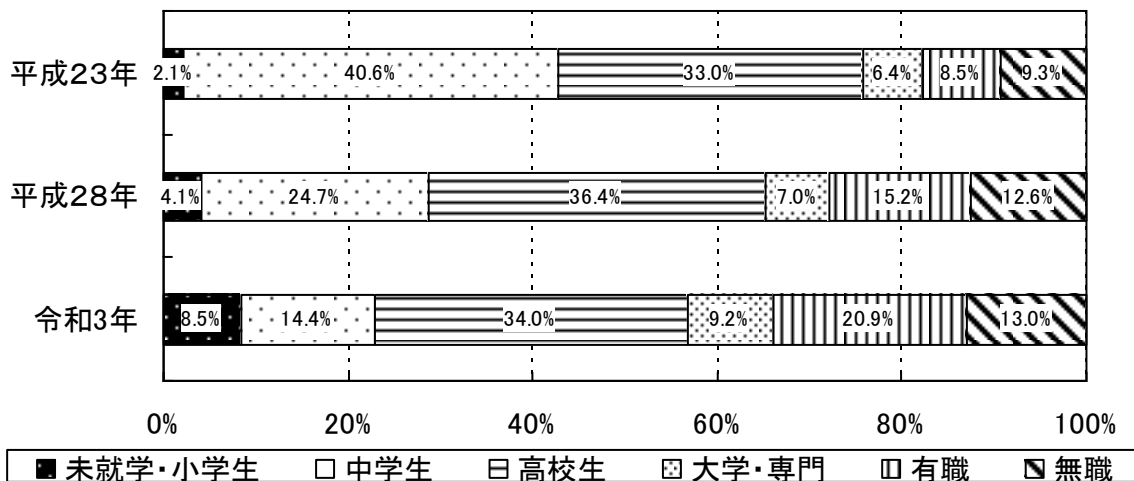
6 吉川市内の振り込め詐欺の被害発生件数・被害額 【埼玉県警察吉川警察署資料】

年	認知件数	被害額
平成29年	9件	1,904万円
平成30年	16件	2,318万円
令和1年	10件	415万円
令和2年	14件	1,395万円
令和3年	11件	1,851万円

7 埼玉県内の刑法犯認知件数・検挙の推移 【埼玉県警察吉川警察署資料】



8 埼玉県内の刑法犯少年の学職別構成比の変化 【埼玉県警察吉川警察署資料】



9 埼玉県内の市区町村別の犯罪率（令和2・3年）

【埼玉県警察本部資料】

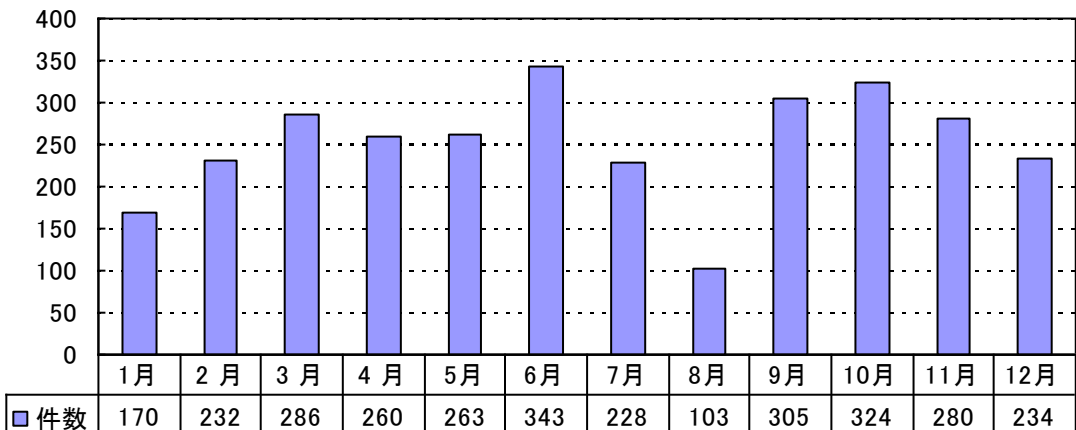
市区町村	令和3年		令和2年	
	犯罪率	順位	犯罪率	順位
さいたま市大宮区	10.1	1	13.0	1
滑川町	9.6	2	6.5	14
羽生市	8.2	3	8.0	3
八潮市	7.3	4	7.0	9
三郷市	7.2	5	7.6	5
蕨市	7.1	6	9.2	2
春日部市	6.8	7	7.1	8
草加市	6.7	8	7.5	6
越谷市	6.7	9	7.3	7
上里町	6.6	10	7.6	4
川島町	6.3	11	6.0	24
本庄市	6.2	12	6.2	20
戸田市	6.1	13	6.8	11
東松山市	6.0	14	6.0	25
川口市	5.9	15	6.9	10
幸手市	5.9	16	6.5	16
ふじみ野市	5.8	17	5.8	29
さいたま市岩槻区	5.8	18	6.5	15
さいたま市中央区	5.8	19	6.2	19
坂戸町	5.8	20	5.5	37
行田市	5.6	21	5.7	30
加須市	5.6	22	5.0	46
嵐山町	5.6	23	5.1	44
富士見市	5.5	24	5.8	27
久喜市	5.4	25	6.1	23
鶴ヶ島市	5.4	26	6.1	22
桶川市	5.3	27	5.1	42
深谷市	5.3	28	5.8	28
吉川市	5.3	29	6.7	13
新座市	5.2	30	6.3	17
熊谷市	5.2	31	6.1	21
入間市	5.2	32	6.7	12
松伏町	5.2	33	5.1	43
さいたま市西区	5.2	34	4.8	50
飯能市	5.2	35	5.2	39
川越市	5.1	36	5.6	33
三芳町	5.1	37	4.1	60
蓮田市	5.0	38	4.8	51
吉見町	5.0	39	2.9	67
上尾市	4.9	40	5.8	26

市区町村	令和3年		令和2年	
	犯罪率	順位	犯罪率	順位
宮代町	4.9	41	5.6	35
所沢市	4.9	42	5.7	31
狭山市	4.8	43	5.6	34
さいたま市北区	4.8	44	5.5	36
北本市	4.8	45	5.4	38
さいたま市桜区	4.8	46	6.3	18
さいたま市緑区	4.7	47	5.7	32
鴻巣市	4.5	48	5.0	45
伊奈町	4.5	49	3.2	65
杉戸町	4.4	50	5.0	47
神川町	4.3	51	4.4	57
毛呂山町	4.3	52	5.1	41
さいたま市浦和区	4.2	53	4.9	48
朝露市	4.2	54	4.3	58
和光市	4.1	55	4.5	54
小川町	4.1	56	4.1	59
さいたま市南区	4.1	57	4.9	49
日高市	4.1	58	4.4	56
寄居町	4.0	59	4.5	53
志木市	4.0	60	3.9	62
さいたま市見沼区	3.9	61	5.2	40
秩父市	3.9	62	4.5	55
ときがわ町	3.7	63	3.9	63
美里町	3.5	64	3.8	64
東秩父村	3.2	65	2.3	69
長瀨町	3.2	66	4.6	52
白岡市	3.2	67	4.0	61
横瀬町	3.0	68	1.4	72
越生町	2.5	69	3.0	66
皆野町	2.5	70	2.8	68
鳩山町	2.1	71	2.2	71
小鹿野町	2.0	72	2.3	70
発生地不明	—	—	—	—
埼玉県平均	5.5		6.1	

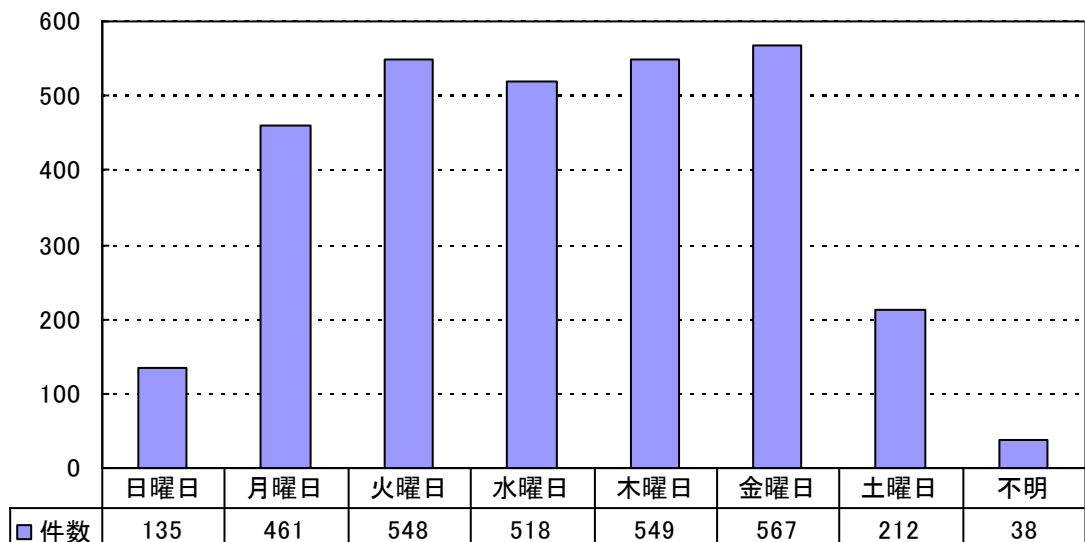
※ 人口1,000人当たりの刑法犯認知件数

10 埼玉県内の子どもの声かけ事案の発生状況（令和3年）【埼玉県警察本部資料】

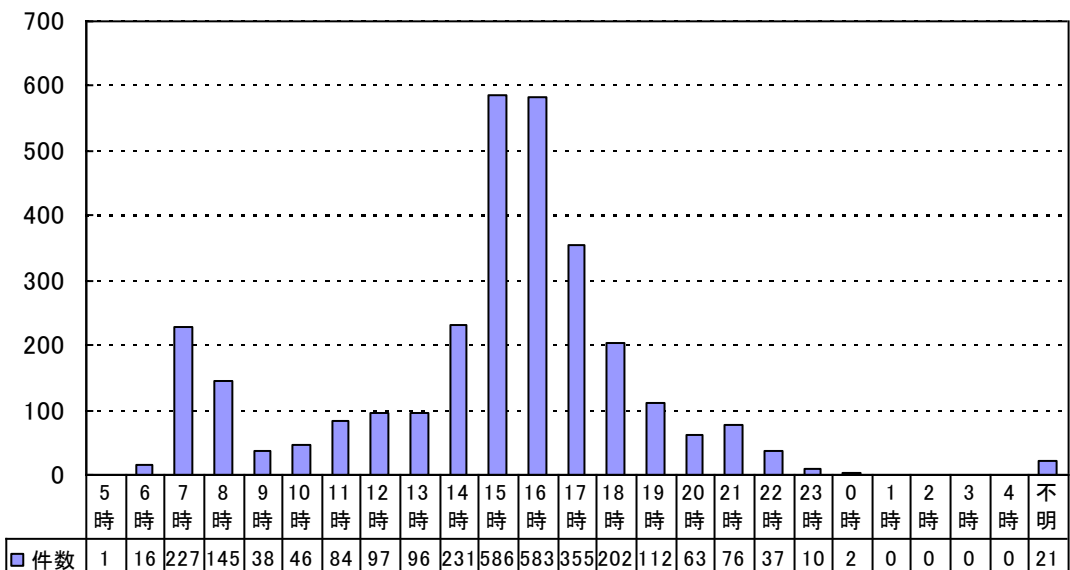
●月別発生件数



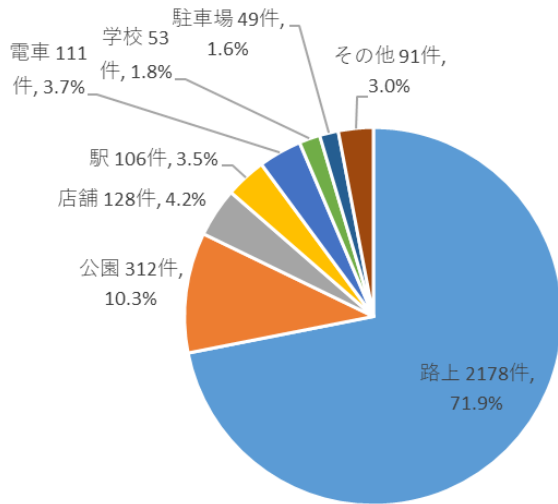
●曜日別発生件数



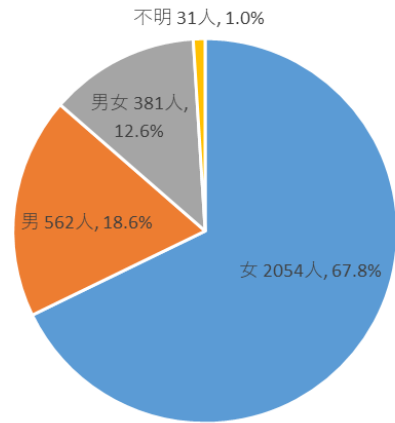
●時間帯別発生件数



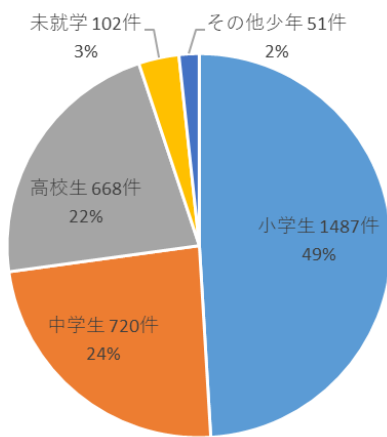
●場所別発生状況



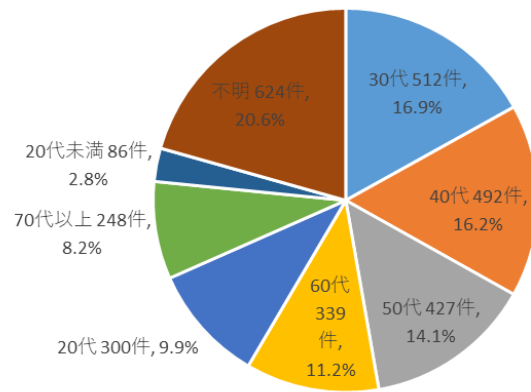
●被害者の性別



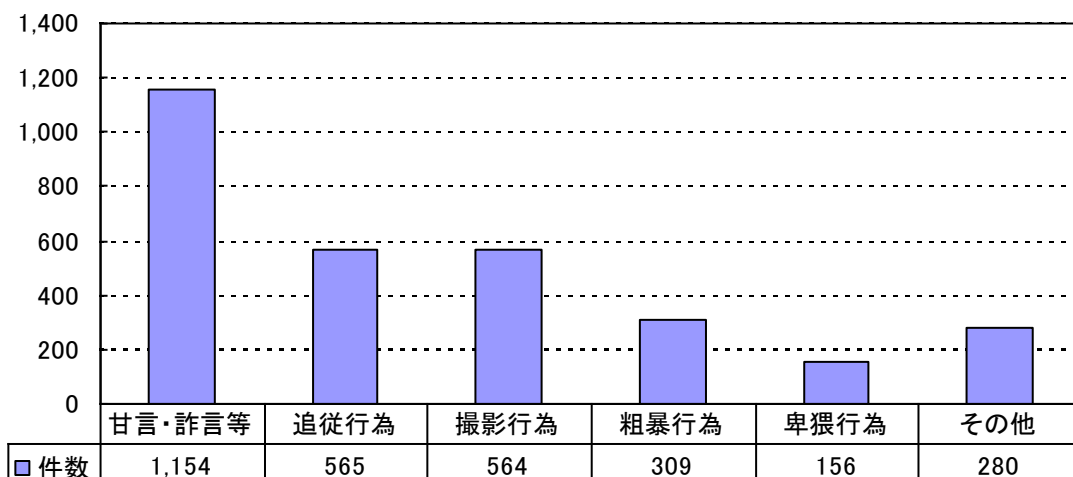
●被害者の学職



●行為者の年齢



●声かけ事案の形態の状況



～凡例～

甘言・詐言等：「欲しい物があったら買ってあげる」等と声をかけ、金品で誘う手口又は道間きを装う手口

追従行為：車両や徒歩で後をつけたり、追いかけてりする手口

撮影行為：デジタルカメラ、携帯電話の撮影機能等を使用し、容姿を撮影する手口

卑猥行為：卑猥な文言の声をかけたり、胸や尻等の羞恥を覚えるような部位を触ろうとしたりする手口

粗暴行為：大声を上げて接近したり、手を引く、肩に手をかける等の身体に接触又は接触しようとしたりする手口

その他：上記形態に分類されない文言不明の声かけ事案等

吉川市安全安心都市宣言

吉川市告示第179号
平成18年9月28日制定

犯罪や交通事故は、私たちの生活する場で起こります。時には子どもたちも巻き込んで、今まであたり前だった幸せな生活をこわしてしまいます。

犯罪や交通事故のない安全で安心して暮らせる吉川市を築くことは、市民みんなの願いです。

今、私たちは「自らの安全は自ら守ろう」を合言葉に、市民一人ひとりがおたがいのつながりを深め、力を合わせて、犯罪や交通事故のないまちを目指します。

ここに、私たちは、安全で安心なまちの実現に向けて、吉川市を「安全安心都市」とすることを宣言します。

(1) 制定の目的

本市では、昭和60年に交通安全に関する「交通安全都市宣言」を制定しています。

しかし、「交通安全都市宣言」の制定以後20年を経過する中で、制定した時代の背景や市民の意識などが大きく変わってきています。

そこで、現在、市民生活の中で問題となっている「防犯」も「交通安全」と同時に進めるため、「交通安全都市宣言」を廃止し、本市を「安全安心都市」とすることを広く明らかにするとともに、その実現に向けた取り組みを進めるため制定したものです。

(2) 宣言文の解説

『①犯罪や交通事故は、②私たちの③生活する場で起こります。時には④子どもたちも巻き込んで、⑤今まであたり前だった幸せな生活をこわしてしまいます。』

①自然災害を除いた、生活の中の身近な問題として犯罪と交通事故について取り上げています。

②すべての人、誰しも、という意味です。

③職場、家庭・・・日常生活の中で、という意味です。

④子どもは未来を担う宝です。しかし、住民の連帯意識の希薄化などを背景に、犯罪の発生件数の増加に比例するように、何の罪もない、抵抗もできない子どもたちが連れ去られたり、いきなり襲われたり、安全であった学校に不審者が侵入してくるなどの事件が増加しています。また、近年市内でも小学生が重傷を負う交通事故が多発しています。

⑤年々増加する犯罪は、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっています。こうした中で、犯罪被害者や交通事故の犠牲者とその家族は、大きな痛みを受けながら、肉体的、精神的、経済的な苦痛を強いられます。犯罪や事故による被害の責任を負うのは、加害者ですが、誰もが被害者となる可能性の高まっている今こそ、被害者の視点に立って、安全で安心した社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければなりません。また、時には、交通事故の加害者となってしまう、自分自身や家族の幸せな生活を壊してしまうこともあります。

『犯罪や事故のない⑥安全で安心して暮らせる吉川市を築くことは、⑦市民みんなの願いです。』

- ⑥安全が確保されて、安心できるという考え方です。具体的に安全・安心とは、社会の安全が何らかの方法で確保できたとしても、安全を考慮せずに個人が行動すれば、安全な社会は容易に崩れてしまいます。社会の安全に加えて、利用する個人が安全に対する知識や意識を持って行動することではじめて安全が確保され、個人が安心できるといわれています。
- ⑦平成18年12月に実施した市民意識調査では、市の各施策を取組む中での重要度（回答選択が21項目）として、2番目に「防犯体制の充実の取組」が重要であるとの回答がありました。このことから、防犯に対する市民の重要度は高いことが伺えます。

『今、⑧私たちは⑨「自らの安全は自ら守ろう」を⑩合言葉に、市民一人ひとりが⑪おたがいのつながりを深め、⑫力を合わせて、⑬犯罪や交通事故のないまちを目指します。』

- ⑧「私たち」には、市民、地域（自治会、PTAなど）、事業者、市、警察、県、国など、吉川市にかかわるすべての方が含まれています。
- ⑨「自ら」とは自分やまわりの方、グループ、地域をいいます。犯罪や交通事故に遭わないことが重要であり、まずは自分たちを守るための方法や知識を高める必要があります。
- ⑩市民一人ひとりが意識しましょう、という意味です。
- ⑪地域の安全安心を推進する上で、地域のコミュニティが果たす役割は非常に重要です。その地域で暮らす住民同士が、地域への関心、愛着や互いに支え合う意識を持つことは、安全安心のまちづくりの基礎といえます。
- ⑫市民、地域、事業者、市、警察がそれぞれの責務や役割を確認し、みんなの力で「地域の安全性」を高め、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組む、ということです。（下記参照）
- ⑬犯罪や交通事故をゼロにすることは非常に困難ですが、みんなの力で、犯罪や交通事故を減少させ、「犯罪や交通事故のないまち」を目指すものです。

『⑭ここに、私たちは、安全で安心なまちの実現に向けて、吉川市を「安全安心都市」とすることを宣言します。』

- ⑭吉川市を安全で安心なまちにするため、吉川市を「安全安心都市」とすることを広く明らかにするとともに、市民、市、警察など市に係るすべての人々がその実現を決意するものです。

12 吉川市わがまち防犯隊連絡会会則

吉川市わがまち防犯隊連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、吉川市わがまち防犯隊連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すため、吉川市内の防犯ボランティア団体の相互の連携を強化し、地域が一体となった防犯活動の充実に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 防犯ボランティア団体相互の情報交換及び連携強化に関すること。
- (2) 防犯意識の高揚及び啓発に関すること。
- (3) 自主防犯活動の促進に関すること。
- (4) 吉川市、吉川警察署等の関係団体との情報交換に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第4条 連絡会は、第2条の目的に賛同する防犯ボランティア団体（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 会員は、構成員5人以上の平均月1回以上の活動実績のある防犯ボランティア団体とする。
- 3 入会しようとする防犯ボランティア団体は、所定の申込書により申し込まなければならない。申込書の内容が変更されたときも同様とする。

(役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

- 2 会長は、吉川地区地域安全推進連絡協議会の代表者をもって充てる。
- 3 副会長は、吉川市自治連合会及び吉川市PTA連合会の代表者をもって充てる。
- 4 幹事は、会員の中から会長が指名する。

(職務)

第6条 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 前項の規定により会長の職務を代行すべき副会長は、会長があらかじめ指名しておくものとする。
- 4 幹事は、役員会を構成し、会務を処理する。

(任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(会議)

第8条 連絡会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(総会)

第9条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の改正に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 役員の承認に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(役員会)

第10条 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(事業年度)

第11条 連絡会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(顧問)

第12条 連絡会に顧問を置く。

- 2 顧問は、吉川市長及び吉川警察署長をもって充てる。

(事務局)

第13条 連絡会の事務局は、吉川市役所市民生活部危機管理課に置く。

(委任)

第14条 この会則の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成19年9月30日から施行する。
- 2 連絡会の設立当初の役員の任期は、平成21年に開催する総会までとする。

1.3 第4次吉川市防犯推進計画の策定経過

- 令和4年 8月 吉川市防犯推進計画庁内検討委員会設置要綱作成
第1回吉川市防犯推進計画庁内検討委員会
令和4年 10月 第2回吉川市防犯推進計画庁内検討委員会
令和4年 11月 第3回吉川市防犯推進計画庁内検討委員会
令和4年 12月 パブリックコメント（12月13日から令和5年1月12日）
吉川市わがまち防犯隊連絡会役員へパブリックコメントのお知らせを実施

1.4 犯罪統計出展

- 警察庁 参考資料 刑法犯少年の検挙人員の推移（全国）
参考資料 来日外国人犯罪の検挙件数の推移（全国）
参考資料 振り込め詐欺の被害発生件数・被害額（全国）
- 埼玉県警察本部 検挙された少年・成人の人口比
刑法犯少年の再非行率
参考資料 全国の認知件数・検挙の推移
参考資料 埼玉県内の認知件数・検挙の推移
参考資料 埼玉県内の刑法犯少年の学職別構成比の変化
参考資料 埼玉県内の市区町村別の犯罪率（令和2・3年）
参考資料 埼玉県内の子どもの声かけ事案の発生状況（令和3年）
- 埼玉県警察吉川警察署 吉川市内の刑法犯認知件数・検挙の推移
吉川市内の罪種別認知件数の推移
吉川市内の振り込め詐欺の被害発生件数・被害額
- 埼玉県東部地域振興センター 吉川市内の街頭犯罪・侵入盗の件数
- 吉川市政策室 市民意識調査

吉川市防犯推進計画

発行 埼玉県吉川市
〒342-8501
埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
TEL 048-982-5111(代表)

企画・編集 吉川市市民生活部危機管理課

令和5年3月